（勘定科目）

第三十四条　学校法人は、この節の規定の趣旨に沿つて資金収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するものとする。

（資金収支計算書の記載方法）

第三十五条　資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

（資金収支計算書の記載科目）

第三十六条　資金収支計算書に記載する科目は、別表第三のとおりとする。

（前期末前受金等）

第三十七条　当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

2　当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

（資金収支計算書の様式）

第三十八条　資金収支計算書の様式は、第三号様式のとおりとする。

（活動区分資金収支計算書の記載方法等）

第三十九条　活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。

一　教育活動

二　施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動

三　資金調達その他前二号に掲げる活動以外の活動

2　活動区分資金収支計算書の様式は、第四号様式のとおりとする。

第五節　計算書類の注記

第四十条　計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

二　重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額

三　固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の減価償却額の累計額の合計額

四　金銭債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、徴収不能引当金の合計額

五　担保に供されている資産の種類及び額

六　翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

七　当該会計年度の末日において第十三条第一項第四号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策

八　セグメント（学校法人を構成する一定の単位をいう。）情報

九　重要な偶発債務

十　子法人に関する事項

十一　学校法人の出資による会社に係る事項

十二　関連当事者との取引の内容に関する事項

［節を加える。］